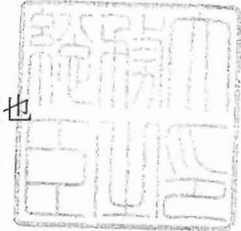




諮問第1208号
平成20年4月22日

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 増田 寛也



諮 問 書

基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方について、下記のとおり諮問する。

記

現行のユニバーサルサービス制度は、ドライカップを利用した直収電話の提供により地域通信市場分野における一層の競争の進展が見込まれること等を背景として、平成17年10月25日付け貴審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」において必要な制度の見直しの考え方が示され、平成18年度から本格的に稼働している。

ユニバーサルサービス制度稼働後、同制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、ブロードバンド化が進展しIP電話の加入者が大幅に増加する一方で、加入電話の加入者数が減少する等、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化してきている。現行制度は、回線交換網ベースの電話サービス市場の競争の進展を考慮しつつ制度設計が行われているが、上述のような市場環境の変化に適切に対応していくことが求められている。また、平成18年4月に施行した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の附則において、同省令の施行後3年を目途として関係規定の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。

これらの現状等にかんがみ、総務省では「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月19日公表。平成19年10月23日改定）において、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要があり、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書（平成19年12月公表）を踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、平成20年4月を目途に貴審議会に諮問し、貴審議会における審議を経て、同年中に一定の結論を得ることとしているところである。

以上を受け、また、ユニバーサルサービス制度と関連する制度との整合性も踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲、ユニバーサルサービスの維持に係る費用の算定方法及び同費用の負担方法等、ユニバーサルサービス制度の在り方について貴審議会に諮問するものである。